

平成 23 年第 3 回定例会 建設常任委員会にて質疑いたしました。

小野寺

私は、景観行政について何点かお尋ねをさせていただきたいと思います。

今、未曾有の大災害からの復旧、復興が大変急がれている中で、景色どころではないという空気があることは致し方ないことかなというふうに思いますけれども、東日本大震災の被災地においては、これから新しく建設していくまちに住む人々が本当に故郷であると実感できる景観を獲得するまでには、最低でも何十年という年月が必要なんだというふうに思います。景観づくりというのは、何十年、何百年という単位で進めるべき仕事であるからこそ、どんな時代にあっても、本当にひるむことなく、こつこつと進めなくてはならないというふうに考えておりますので、あえて、この状況の中で取り上げさせていただきたいと思います。

まず、平成 16 年に景観法ができて、そして平成 18 年には県においても神奈川県景観条例を制定いたしました。これまで、私も、本会議で 2 回、景観行政について取り上げさせていただきましたが、景観法というのは、都市計画法や建築基準法というものが景観の保全や修復あるいは新しい景観をつくり出すという点で、なかなか現状に合わない状況になってきているということから、それらの隙間を埋めるような法律としてできたものであることですか、あるいは規制型の法律ではあるものの、強権発動型の法律ではないがゆえに、よほど強力に運用しないと法律を制定した成果が出てこないのではないかと、というようなことは指摘させていただいた記憶がございます。県は、その後、条例や計画を定めて施策を推進していると思っておりますが、具体的にこの間で、どんな取組を行ってきたのか。

また、景観行政というのは現場の市町村が主体者となることが多いわけですから、その市町村の取組も併せてお聞かせいただきたいと思いますというふうに思います。

都市整備課長

まず県では、景観づくりを推進する上で、今、委員の言われたとおり、地域に密接に関係する市町村が果たす役割の重要性から、全ての市町村が景観行政団体となりまして、主体的に景観行政を進めるような体制づくりを目指しているところでございます。そのため、市町村が実施する景観に関する事業について、県が専門家を派遣する制度による支援や、景観への民意も高めるための、かながわの景観づくりを考えるシンポジウムなどの啓発活動により、景観行政団体への移行を促進してまいりました。

また、相模湾沿岸の 13 市町及び箱根町が景観計画を策定、あるいは改定の際の指針とする広域的な景観構想であります、なぎさ軸広域景観構想を策定してまいりました。また、市町村の取組状況としましては、現在、県内 33 市町村中、24 市

町が景観行政団体となりまして、そのうち 20 市町が景観計画を策定し計画に基づいた、まちづくりを実施しているところでございます。

小野寺

既に景観行政団体となった市町もあれば、そうでないところもある。恐らく国の景観法も、また県の景観条例も、これまで積極的に取り組んできた市町村を歓迎しているというか、ある種の市町の政策の後ろ盾ができるわけですから、歓迎をしているのではないかというふうに思うんですが、そうでないところは、正に何からどうしていいか分からないというのが実態だという話も聞いたことがあります。マンパワーというか、ノウハウが十分でないところについては、今いろいろ御説明いただきましたけれども、さらにしっかりとサポートをお願いしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

各市町が景観行政団体となって景観計画を策定しており、その計画に基づいて、当然まちづくりが様々行われているというふうに思うんですけれども、景観行政団体となった市町の取組の中で、どのような具体的な成果が上がっているのか事例があれば教えていただきたいと思います。

都市整備課長

市町の景観行政の取組としましては、景観行政団体が景観計画を定めると、事業者が一定の建築行為や開発行為を行う場合、事前の届出が必要となります。その際に、景観計画に定められた景観形成基準、例えば建築物の外観の色彩などでございますけれども、それらに適合しているかどうかを確認し、適合していなければ必要な指導を行っているところでございます。

また、道路や河川など良好な景観形成に重要な役割を持つ公共施設について、それぞれの管理者と協議をし、景観重要公共施設として位置付けることにより、管理者が景観計画に即して整備を行うとする制度も活用しているところでございます。

その他、一部の市でございますけれども、地域に親しまれていますシンボリックな建築物や樹木を景観重要建造物また景観重要樹木などと指定し保全を図っております。

成果としましては、これらの取組を継続、発展することにより、地域の良好な景観づくりに寄与するものと考えているところでございます。

小野寺

今、御説明いただいたのは、大体、景観を点で捉えて保全をしていくとか、良好なものに変えていくとかということが主になっているのかなというふうに思います。本来であれば、もっと面的な捉え方も必要だと思いますし、確かに重要な建造物ですとか樹木ですとか、そういうものを指定して保全していくことはすごく大事だというふうには思うんですけれども、実際には時間がかかることだと先ほど自分でも言いましたけれども、日本の、あるいは神奈川県下の景観が着々と向上してきているという実感は、なかなか得られないんだなというふうに思います。どうすれば、より地域として、面としての景観の向上が図られるのかどうか

ということも、しっかり考えて進めていただきたいというふうに思います。

そこで、一つ参考までに伺いたいですけれども、まず先般、違う目的ではありませんけれども、真鶴町に我々は伺わせていただきました。真鶴町では、景観法制定以前から真鶴町まちづくり条例、これは平成6年1月1日から施行されているものでありますけれども、そういった条例を策定している。その中で積極的に景観問題に取り組んでいるということで、当時は大変有名になりましたし、いろいろ地方自治関係の雑誌や本などにも取り上げられていたと記憶しています。また、その特徴から、まちづくり条例は美の条例という別名を持っていて、制定当時、先ほど申し上げたように、大変注目されたと記憶していますが、この条例がどのような背景で策定されて、そしてどういった特徴があるのかを確認しておきたいとします。

都市整備課長

真鶴町においては、昭和60年代の大規模開発等によって、自然環境の破壊や景観の阻害などの危機的な状況を踏まえまして、環境と暮らしを守り育てていくための新しいルールとして、真鶴町まちづくり条例、いわゆる美の条例を策定しております。この条例の特徴でございますけれども、平成6年当時は、他の都市では見られないような、建築を行う際に配慮する八つの美の原則を定めまして、事業者、町民、行政が協議しながら、環境に配慮した建築計画をつくり上げていくということが特徴であると聞いております。

小野寺

今、ざっくりと説明をいただいたんですけれども、なぜ、その条例が注目されたかということ、当時、景観形成に係る法律というのは、冒頭申し上げたように、都市計画法ですとか建築基準法があったわけですけれども、まちづくりについて、高さですとか、建ぺい率や容積率とか、いわゆる形態規制という、そういった量的に測定し得る性質のみを規制していた。この真鶴町の条例は、景観の美という量ではなくて質的な要素、またそこには、当然、時間的、空間的なつながりというもの、歴史とか自然と言い換えてもいいと思いますけれども、土地の成り立ちとか、そういったものもをしっかり景観形成の中に抱え込んでいこうという意図が働いたというところで、恐らくは注目されたのではないかなというふうに思います。

ただ、真鶴町に伺ったときも、本当にそんなに目に見えて美しい町ができているかということ、なかなかそれも難しい話ではあると思うんですが、問題点として、これはその条例に関わった方々がおっしゃっていたことですが、やっぱり住民の方々に対する周知が不徹底なんだと。でありますから、住民の無関心ということも当然あったというふうに言われています。どちらかということ、今、御説明いただいたように、大規模マンションがどんどん進出してくると、これを何とか食い止めると言ったらちょっと言い過ぎかもしれませんが、そこに何らかの規制を加えないといけないということでできたという要素があるので、どちらかということ、住民の関心事が専ら大規模マンションの規制というところに向か

っていて、本来、大事にしていかなければいけない美の基準ですとか、その美の基準の正当性を法的に担保するいわゆるビュープロセスというものがありますが、そういうものには、ほとんど関心が持たれなかったというのが、これは法政大学の先生なども加わってつくられたと記憶していますけれども、先生もちょっと想定外だったというようなことをおっしゃっているぐらい、なかなか実際には住民を巻き込んでやるということは難しいということでした。

ですから、真鶴町の条例が実際にもたらす景観というのは、一方で、その美の基準に従った大規模建築物。一方で、余りそれとは関係ない、これは 300 平方メートル以上の開発行為が主たるその規制の対象で、余り小さいものは関係なかったということで、いわゆる小建築物というのは、ある程度無視をしてもいいということになっているので、そういったものも混然とした集合体になってしまっているというようなこともあるみたいです。だから、マンションの進出阻止というところには成果があったけれども、なかなか景観美の創造というところにはいかなかったということで、本当に景観形成というのは、行政と事業者と、何より住民の方々が一体となって取り組んでいかないとやっぱり成果が出にくいんだろうなというふうに私も思いました。

そういった大変困難な状況があるということを上記したわけですが、景観法が制定されて、7年がたちました。現在 20 の市町で景観計画とか景観条例が策定されているということでもありますけれども、本当にこれは目に見える効果、成果が出てくるんだろうかという心配があります。そういう意味で、真鶴町のように先進的な条例をつくったところでさえ、大変苦心しているということがあります。もちろん、景観まちづくりの効果というのは、短時間の間に出てくるものではないということは十分承知をしておりますけれども、景観行政を推進する上で、これから何が一番の課題になってくるのか。そして、その課題に対して県としてどういう取組をしていくのか。そこが一番大事なところなので、お聞かせいただきたいと思っております。

都市整備課長

私どもが、今、捉えている現在の課題としましては、先ほど申しましたとおり、全市町村が景観行政団体になって、基礎自治体である市町村が景観行政を指導していくということは描いておるんですけども、その中で、やはり一部の市町村では、景観に携わる職員の体制に余裕がないことや、景観行政上で問題意識が希薄であるということなどから、なかなか全ての市町村が景観行政団体に移行し得ないということが一つの問題点であるというふうに思っています。

また、既に景観行政団体になっている市町においても、景観に対する意識や理解が少ないことから、景観計画がうまく運用されていないという場合もあると聞いております。

あと、もう一つの課題としましては、今現在、良好な景観を形成している歴史的な建造物が失われているということも一つの課題であるというふうに捉えています。

これらの課題に対しての取組ですが、引き続き県からの専門家の派遣などによって、市が主催する講演会、研修会などに支援を継続することによって、市町村職員などの意識啓発を図って、併せて景観行政団体に移行していくと、そういう両方から取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、歴史的建造物の保全につきましては、歴史的建造物の価値や魅力を所有者に伝え、活用提案を行える専門家を養成しまして、これらの専門家を活用しながら、所有者の歴史的な建造物への認識を深めてもらうなど、意識的な景観の保全にも努めてまいりたいというふうに考えておるところであります。

小野寺

市町村でマンパワーが足りない、あるいは職員の方の認識がまだまだ十分ではないというところがある。是非、県が正にリーダーシップを発揮していただいて、専門家の派遣もそうですし、意識啓発もそうだけれども、今おっしゃったことを本当に具体的に一つ一つ進めていただきたいと思います。御存じのように景観行政団体になるというのは、ゴールではなくスタートだというふうに思いますので、まずは、その条件をしっかりと整えていただくために御努力していただきたいというふうに思います。

また、県民や様々な県下自治体の中に、景観についての意識を高めていくために様々な活動があると思うんですけれども、景観条例をつくるときに、当時の松沢前知事が、かながわ景観会議というのを設けて、そこで県内の景観に対する取組を強くしていくために、そういった専門家や県民、市町村、いろんな人たちが集まって、かながわ景観会議みたいなものをつくっていました。また、かながわの景観づくりを考えるシンポジウムなどの、具体的な取組をされていくようなことだったんですけれども、今そういった事柄はどうなっていますか。

都市整備課長

今、委員の言われました、かながわ景観会議またはシンポジウムですけれども、かながわ景観会議につきましては、いわゆる神奈川県内の景観を何とかしてより良いものにしようということで、県民と専門家、市町村、またNPO等、多大な団体と連携、協働しまして、平成20年2月に開催をしております。そのときの内容としましては、立ち上げ記念シンポジウムというような形で、パネルディスカッションや、共同宣言とか、知事からのメッセージを頂いたりということで、これから進めていこうというような決意表明を行っております。

あと、かながわの景観づくりを考えるシンポジウムでございますけれども、やはり魅力ある景観を守り、育てるというふうなことを趣旨としまして、平成21年2月に開催をしております。この開催の出席者数は、ちなみに言いますと、100名超が出席しておるところでございます。

小野寺

最後に、意見と要望を申し上げたいと思いますけれども、今で言えば、かながわ景観会議、また、かながわの景観づくりを考えるシンポジウムは、大変意味のあることだと思うんですが、なかなか継続というものは働いていないというの

が厳しいところなのかなという印象を持ちました。真鶴町の条例をつくられた先生方も、やっぱり専門家と実際の住民の間には、すごい意識のギャップが実はあり、それを痛感したというようなお話もございました。やっぱり継続的に県民を巻き込んだそういった活動は続けていただきたいというふうに思っています。

3月11日の津波で、東北地方の沿岸部に住む人や自然の営みによって作り上げてきた景観が一気に失われてしまったわけであります。多くの人命や地域の財産というものも失われたわけですが、同時に、ふるさとの景色が一瞬にして奪われたというのは、本当に被災地の方々にとっては、大きなショックだったというふうに思います。今回は、全てが破壊されたがゆえに、失ったものの大きさというものに気が付いたわけですが、私たち日本人は、この災害に比べればはるかにゆっくりだけれども、戦後の経済成長の中で景観をないがしろにしてきたというところがあります。だからこそ、そういった新しい法律もつくられたんだと思いますけれども、本当に清潔で新しくはあるけれども、世界一無秩序で醜悪というふうに専門家から指摘されてしまうほど、今、日本の景観というものは大変に美しくなくなっているといった反省も踏まえて、景観法ないし景観条例というものもつくられてきているわけでありますから、それらにしっかりと実効性を持たせるために、例えば都市計画の中にしっかりと景観という視点も入れるなど、実効性ある取組をしていただきたいと要望いたしまして、私の質問を終わります。